

追補

(その2)

次のように改正されましたので該当箇所についてご修正下さい。
(改正箇所は傍線等で示しました。)

○液化石油ガス保安規則……(1)

改正 平成二十五年十二月二十六日 省令第六十五号*

省令第六十五号は「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

改正 平成二十六年三月十七日 省令第十一号*

省令第十一号は「液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令」

○容器保安規則……(3)

改正 平成二十六年三月三十一日省令第十八号

○製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示……(4)

改正 平成二十五年三月二十九日告示第七十二号

改正 平成二十六年三月十七日告示第五十号

○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示……(6)

改正 平成二十六年三月三十一日告示第六十三号

液化石油ガス保安規則

(追補四頁 改正)

(用語の定義)

第二条 (略)

一 (略)

イ〜ハ (略)

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第三十八条第一項の保護施設(授産施設及び宿所提供施設を除く)、老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第三十九条第一項の母子福祉施設、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第三項(第四号を除く。)の特定民間施設、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十七項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項の障害福祉サービス事業(同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第

十四項の就労継続支援に限る。)を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十五項の地域活動支援センター若しくは同条第二十六項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

ホ〜チ (略)

二〇二十二 (略)

2 (略)

(二〇五頁 改正)

(危害予防規程の届出等)

第六十一条 (略)

2〜4 (略)

5 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内にある事業所(同法第五条第一項に規定する者が設置している事業所を除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震(以下「南海トラフ地震」という。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。)に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

二 南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

6 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条
第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、当該
南海トラフ地震防災対策推進地域において液化石油ガスの製造を行う
事業所を現に管理している第一種製造者は、当該指定があつた日から六
月以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の
規定により、事業所の所在地を管轄する都府県知事に提出しなければならない。

7・8 (略)

(追補四頁 平成二五年三月二九日省令第一一号の附則の次に追加)

附則 [平成二五年二月二六日 省令第六五号]*

*省令第六五号は「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

この省令は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別
措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成二五年十二月二十七日)
から施行する。

附則 [平成二六年三月一七日 省令第一一号]*

*省令第一一号は「液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令」

この省令は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉
施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げ
る規定の施行の日(平成二六年四月一日)から施行する。

容器保安規則

(三〇二頁 改正)

(再充填禁止容器以外の容器に係る附属品)

第十九条 (略)

一 (略)

二 バルブ若しくは安全弁を装置する場合に当該バルブ若しくは安全弁を他の容器と共有することとなる容器、液化石油ガス以外のガスを充填する内容積が四リットル以上の容器又は高压ガス運送自動車用容器 附属配管(当該附属配管が装置される容器と同等以上の耐圧性能及び気密性能を有し、かつ、使用される環境に応じた適切な材料を使用して製造したものに限り。以下この条において同じ)。

三〇五 (略)

(三〇五頁 改正)

(容器再検査の期間)

第二十四条 (略)

一〇四 (略)

五 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器については、経過年数四年以下のものは四年、経過年数四年を超えるものは二年二月

六・七 (略)

二・三 (略)

(三一九頁 改正)

(帳簿)

第七十一条 (略)

2 (略)

一〇四 (略)

五 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器については、経過年数四年以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から四年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数四年を超えるものは前項に掲げる事項を記載した日から二年二月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

六〇二 (略)

三・四 (略)

(追補五頁 平成二五年五月一三日省令第二三号の附則の次に追加)

附則 (平成二六年三月二日省令第一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

製造施設の位置、構造及び設備並
びに製造の方法等に関する技術基
準の細目を定める告示

(四〇六頁 改正)

(地盤面上設置の場合における施設に対する水平距離等)

第十二条の七 (略)

	施設	可燃性ガス	毒性ガス
<p>一(三) (略)</p> <p>四 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号) 第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) 第五条 第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号) 第三十八条第一項の保護施設(授産施設及び宿所 提供施設を除く)、老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号) 第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人 ホーム、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号) 第三十九条第一項の母子福祉施設、職業能力開発促進法(昭和四十四年 法律第六十四号) 第十五条の六第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法 律(平成元年法律第六十四号) 第二条第三項(第四号を除く。)の特定民間施設、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第八条第二 十七項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号) 第五条第 一項の障害福祉サービス事業(同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労 継続支援に限る。)を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十五項の地域活動支援センター若しくは同条第二十六項の福 祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの</p>	<p>略</p>	<p>四十五メートル</p>	<p>七十二メートル</p>
<p>五(十三) (略)</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>

2 (略)

(追補七頁 平成二十四年二月二六日告示第二五八号の改正文の次に追加)

この告示は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉
 施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成二十五
 年四月一日)から施行する。

附則 [平成二五年三月二九日告示第七二号]

附則 [平成二六年三月一七日告示第五〇号]

この告示は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

容器保安規則に基づき表示等の細目、
容器再検査の方法等を定める告示

(追補九頁 改正)

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器等の漏えい試験)

第二十一条 (略)

2 圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素連送自動車用容器の漏えい試験(以下この項において単に「試験」という。)は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一〇三 (略)

3 | (削除)

(追補一〇頁 改正)

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品等の漏えい試験)

第二十八条 (略)

2 圧縮水素自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素連送自動車用附属品の漏えい試験(以下この項において単に「試験」という。)は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一〇二 (略)

3 | (削除)

(追補一〇頁 改正)

(検査設備の基準)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一〇三 (略)

四 漏えい試験のための設備は、次に掲げるものとする。

イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、メタンガスの濃度が〇・二パーセント以下まで検出できるガス検知器又はガス漏えい検知液及び塗布のための器具

ロ 最高充填圧力が三十五メガパスカル以下の圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素連送自動車用容器にあつては、水素の濃度が〇・一パーセント以下まで検出できるガス検知器又はガス漏えい検知液及び塗布のための器具

ハ 最高充填圧力が三十五メガパスカルを超える圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素連送自動車用容器にあつては、水素の濃度が〇・〇三パーセント以下まで検出できるガス検知器

二 | (削除)

ニ 最高充填圧力の一・五倍以上三倍以下の最高目盛のある圧力計であつて、日本工業規格B7505-1(2007)「アネロイド型圧力計」第一部・ブルドン管圧力計に適合しているもの

5〇8 (略)

(追補一頁 平成二五年五月一三日告示第一三三号の附則の次に追加)

附則 (平成二六年三月二二日告示第六三号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 平成二十六年六月三十日以前に高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第四十四条の容器検査に合格した圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に係る車載容器総括証券の様式については、なお従前の例によることとする。

(通称一頁改正)

様式第3 (第1条第2項第3号関係)

車載容器総括証券	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 _____ 月 _____ 日
検査有効期限	年 _____ 月 _____ 日
最高充填圧力	
車台番号	

備考 1 この証券の大きさは縦30ミリメートル、横45ミリメートル以上とすること。

- 2 充填可能期限及び検査有効期限は、当該車面に搭載された容器のうち最も短いものの期限を記載すること。

様式第3の2 (第1条第2項第3号関係)

車載容器総括証券 (低充填サイクル車両専用)	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 _____ 月 _____ 日
検査有効期限	年 _____ 月 _____ 日
最高充填圧力	
車台番号	

備考 1 この証券の大きさは縦30ミリメートル、横45ミリメートル以上とすること。

- 2 充填可能期限及び検査有効期限は、当該車面に搭載された容器のうち最も短いものの期限を記載すること。